

## 平成27年度国立研究開発法人農業環境技術研究所調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、国立研究開発法人農業環境技術研究所（以下「農環研」という。）は、事務・事業の特性を踏まえ、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第28条に基づく業務方法書及び第35条の8に基づく平成27年度に係る年度計画により、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に合理的な調達を促進することで経費の節減等を図るため、平成27年度国立研究開発法人農業環境技術研究所調達等合理化計画（以下「合理化計画」という。）を以下のとおり定める。

## 1. 調達の現状と要因の分析

（1）農環研における平成26年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は93件、契約金額は952百万円である。また、競争性のある契約は64件（68.8%）、815百万円（85.7%）、競争性のない随意契約は29件（31.2%）、136百万円（14.3%）となっている。

平成25年度と比較して、競争性のない随意契約の件数は4件増（16.0%）、金額の増減は無しとなっている。これは、主に、国等からの研究受託に係る再委託契約の件数が増えたためである。

平成26年度の競争性のない随意契約の類型は、以下の通りである。（ ）内は前年度

- |                            |                      |
|----------------------------|----------------------|
| ① 国等からの研究受託に係る再委託契約        | 20件 77百万円(16件 74百万円) |
| ② 長期継続契約（公共料金等）            | 5件 30百万円(6件 41百万円)   |
| ③ 特許権、著作権等を有している特定の相手方との契約 | 4件 29百万円(3件 21百万円)   |

表1 平成26年度の農環研の調達状況

(単位:件、百万円)

	平成25年度		平成26年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	( 71.0 %) 66	( 95.5 %) 2,965	( 65.6 %) 61	( 79.0 %) 751	( △ 7.6 %) △ 5	( △ 74.7 %) △ 2,214
企画競争・公募	( 2.2 %) 2	( 0.2 %) 5	( 3.2 %) 3	( 6.7 %) 64	( 50.0 %) 1	( 1,180.0 %) 59
競争性のある契約(小計)	( 73.2 %) 68	( 95.7 %) 2,970	( 68.8 %) 64	( 85.7 %) 815	( △ 5.9 %) △ 4	( △ 72.6 %) △ 2,155
競争性のない随意契約	( 26.8 %) 25	( 4.3 %) 136	( 31.2 %) 29	( 14.3 %) 136	( 16.0 %) 4	( 0.0 %) 0
合計	( 100 %) 93	( 100 %) 3,106	( 100 %) 93	( 100 %) 952	( 0.0 %) 0	( △ 69.3 %) △ 2,154

(注1)対象は、工事250万円以上、物品の購入160万円以上、役務100万円以上の案件である。

(注2)計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注3)比較増△減の( )書きは、平成26年度の対平成25年度伸率である。

(注4)「競争入札等」には、不落・不調の随意契約を含む。

(2) 農環研における平成 26 年度の一者応札・応募の状況は、表 2 のようになっており、契約件数は 26 件 (43.3%)、契約金額は 119 百万円 (21.4%) である。

平成 25 年度と比較して、一者応札・応募による契約の件数は 6 件減 (△18.8%)、金額は 1,372 百万円減 (△92.0%) となっている。件数については、労働者派遣契約、分析機器等研究用機器等の購入契約において一者応札が減少している。

金額の主たる減少については、平成 25 年度の補正予算による耐震工事契約が終了したためである。

平成 26 年度の一者応札・応募の類型は、以下の通りである。( )内は前年度

① 分析機器等研究用機器の保守・点検等契約	11 件 31 百万円 (11 件 43 百万円)
② 労働者派遣契約	6 件 28 百万円 ( 8 件 31 百万円)
③ プログラム構築・改良・脆弱性診断等契約	4 件 15 百万円 ( 2 件 4 百万円)
④ 分析機器等研究用機器等の購入契約	2 件 34 百万円 ( 4 件 53 百万円)
⑤ 農薬分析・調査業務	1 件 7 百万円 ( 2 件 14 百万円)
⑥ 健康診断業務	1 件 3 百万円 ( 1 件 3 百万円)
⑦ 研究開発用機器の試作契約	1 件 1 百万円 ( 0 件 0 百万円)
⑧ 工事契約	0 件 0 百万円 ( 1 件 1,029 百万円)
⑨ 電気	0 件 0 百万円 ( 1 件 286 百万円)
⑩ 警備業務	0 件 0 百万円 ( 1 件 21 百万円)
⑪ 研究用機械賃貸借契約	0 件 0 百万円 ( 1 件 7 百万円)

表2 平成26年度の農環研の一者応札・応募状況

(単位: 件、百万円)

		平成25年度	平成26年度	比較増△減
2者以上	件数	33 ( 50.0 %)	35 ( 55.6 %)	2 ( 6.1 %)
	金額	1,335 ( 47.2 %)	440 ( 71.0 %)	△ 895 ( △ 67.0 %)
1者	件数	33 ( 50.0 %)	28 ( 44.4 %)	△ 5 ( △ 15.2 %)
	金額	1,493 ( 52.8 %)	180 ( 29.0 %)	△ 1,313 ( △ 87.9 %)
合計	件数	66 ( 100.0 %)	63 ( 100.0 %)	△ 3 ( △ 4.5 %)
	金額	2,828 ( 100.0 %)	620 ( 100.0 %)	△ 2,208 ( △ 78.1 %)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の( )書きは、平成26年度の対平成25年度伸率である。

(注4) 不落・不調の随意契約については本表には含まれないため、別表1の「競争性のある契約」の計数と一致しない。

## 2. 重点的に取り組む分野（【 】は評価指標）

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、研究開発用に係る物品及び役務の調達（研究用機器、試薬等の購入、成分分析の外注等）、一般的な物品及び役務の調達の各分野について、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

### （1）研究開発用に係る物品及び役務の調達

研究開発用に係る物品及び役務の調達について、平成27年度においては、新たに①及び②の取組を実施することで、公平性・透明性を確保しつつ合理的な調達を目指す。

- ① 特殊で専門的な研究開発機器の調達及び保守等であり、契約の相手方が特定される場合について、具体的事由について契約審査委員会にて検討し、調達事務の合理化及び早期調達を推進する。【調達手続きの簡素化と納期の短縮】
- ② 単価契約の対象品目を拡大することを検討し、調達手続きの簡素化と納期の短縮等を図る。特にDNA合成製品等の調達において平成27年度上半期分単価契約を開始したことの現状をもとに、平成27年度下半期分を契約するにあたり内容を検討する。【調達手続きの簡素化と納期の短縮】

### （2）一般的な物品及び役務の一括調達、共同調達

研究開発等に係る特殊性が高い物品以外の物品及び役務の調達について、トータル的な調達コストの削減を図るために、平成27年度においては、新たに①及び②による一括調達、共同調達の取組を推進することで、公平性・透明性を確保しつつ経済的で合理的な調達を目指す。

- ① 既に取り組んでいるコピー用紙、トイレットペーパーのつくば地区5法人（農環研、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）、国立研究開発法人農業生物資源研究所（以下「生物研」という。）、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人種苗管理センター（以下「種苗管理センター」という。））一括単価契約の品目を拡大することを検討し、トータル的な調達手続きに要する時間の短縮（物品調達に係る人件費まで含めたトータルコストを意識した調達）、調達金額の節減を図る。【調達手続きに要する時間および調達金額の節減】
- ② 上記①の統合予定のつくば地区4法人（農環研、農研機構、生物研、種苗管理センター）がそれぞれ行っている調達業務について、一括調達、共同調達が可能な物品及び役務の調達を一元的に実施するため統合を見据えて関係規程等の改正を検討する。【法人統合に向けた関係規程等の改正の検討】

### （3）環境物品等、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進

これまでと同様に平成27年度においても、環境物品等の調達の推進を図るための方針及び障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針に基づき、調達の推進を図る。

【環境物品等、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進】

## 3. 調達に関するガバナンスの徹底（【 】は評価指標）

### （1）新たな競争性のない随意契約に関する内部統制の確立

新たに競争性のない随意契約を締結することとなる案件（工事250万円以上、物品の購入160万円以上、役務100万円以上）については、農環研に設置の契約審査委員会で、随意契約によることができる事由の整合性、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から審査し、審査結果を理事長に報告・決裁を受ける。【新たな競争性のない随意契約に係る契約審査委員会における審査実施率：数値目標100%】

### （2）一者応札・応募の改善

一者応札・応募については、平成22年6月30日付け「1者応札・1者応募に係る改善方

策」に基づいて取り組んでおり、地理的要因や業務の特殊性により発生する場合もあるが、その他の要因を分析し、その要因に応じた取組を実施するため、入札説明書受領者、応札者に対しアンケート等を実施し、引き続き改善を図る。

また、以下の項目を行うなど入札等に参加しやすい環境を整える。

- ① 仕様書における業務内容の明確化及び必要最低限の仕様であるかの点検
- ② 電子メールによる入札説明書等の配布
- ③ 発注予定情報及び調達案件に対する質疑・回答をホームページに公表し情報の共有化【入札等に参加しやすい環境整備の実行】

(3) 不適正な経理処理の発生に伴う再発防止のための取組

不適正な経理処理の再発防止、コンプライアンス及び内部統制として、職員研修会の開催、公的研究費の運営・管理に係る事務手引きの改定及び内部監査機能の強化を図る。【不適正経理の再発防止のための研修の実施等】

(4) 不祥事の発生の未然防止

談合情報等があった場合は、談合情報に関する措置要領(平成27年3月10日施行)に基づき対応する。【不祥事の発生の未然防止】

#### 4. 自己評価の実施

合理化計画の自己評価については、事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、当該年度終了時に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の合理化計画の策定・改定等に反映させるものとする。

#### 5. 推進体制

(1) 契約審査委員会及び業務効率化推進委員会の活用

- ・ 策 定—契約審査委員会規程(20農環研第090811号)第2条第7号に基づき、合理化計画で定める事項を審査後、理事長が定める。

委員長：業務統括主幹

委員：企画戦略室長、財務管理室長、企画戦略室企画推進グループリーダー、財務管理室経理グループリーダー、財務管理室用度グループリーダー

- ・ 点 検—業務効率化推進委員会運営要領第2条第3項に基づき、合理化計画の進捗状況の点検及び推進状況等の年次報告を審議する。

委員長(統括推進責任者)：理事長

委員長代理：理事

委員：研究統括主幹、業務統括主幹、研究コーディネータ、農業環境インベントリーセンター長、その他委員長が指名する者

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準(新たな競争性のない随意契約、2か年度連続の一方応札・応募案件など)に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

#### 6. その他

合理化計画及び自己評価結果等については、ウェブにて公表するものとする。

なお、合理化計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、合理化計画の改定を行うものとする。